琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成19年1月26日から同年2月26日までの1ヶ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(案)について、意見募集を行った結果、2人から4件の意見、情報が提出されました。

これらの意見、情報に対する滋賀県の考え方を以下に示します。取りまとめにあたり、 提出された意見、情報は要約しています。

2.提出された意見・情報の概要

条例の規定等について 2人(4件)

番号	ご意見・情報の内容	ご意見に対する県の考え方
1	上水道の水源としている生活者と琵琶湖沿岸に住む住民を守ることが基本でなければならない。レジャー向けの琵琶湖開放は二の次に位置づけるべき、人と琵琶湖の共生よりも琵琶湖を自然の状態に戻すことの方が大切と思う。 レジャーボートや水上バイクなどエンジンつきの船を原則禁止にする。	この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動 の多様化や利用者の増加により、レジャー 活動に伴う琵琶湖の自然環境やその周辺の 生活環境への影響が大きくなってきたこと、 また、それまでのマナーとしての路発でも 対応に限界があることなどから、レリンスでは 対応に限界があることとでからこととして 対象をプレジャーボートとしています。そ して騒音を防止するため、航行規制水域を 指定し、航行規制水域内では、原則航行禁 止としています。
2	ブラックバスやブルーギル等外来種のリリース全面禁止とする。	これまで、レジャー条例で規定する外来はのリリース禁止は、琵琶湖、西之湖おしい、調査の結果、外来魚がこれらの水域いりの内陸部にも広がこれる寒琶湖の生態系への影響を低減した。外来魚では、リリース禁止の範囲を取りしている。以上の一円を対象とし、見内一円を対象とし、りしてい、見からにより外来魚で成りにより外来魚では、泉内一円を対象とでは、泉内一円を対象とでは、泉内一円を対象とでは、りリース禁止の必要があるとのことから、リリース禁止のに条例の一部改正を行い、リリース禁止の

		適用水域の範囲を県下全域に拡大し、取組 を進めています。
3	バーベキュー、キャンプ専用場所を完備し、 燃料水道電気を設備し、浜辺では全面禁止 とする。	ゴミ、騒音等により琵琶湖岸の多くの住民 の方が迷惑を受けている状況がありますが、
4	バーベキューの看板があるにもかかわらず 平気でその行為をしている人達が急増して います。そしてマナーがわるい。ゴミもか たずけられない。浜辺のレジャー利用のル ールの強化を。	者と地元住民が話し合い、地域の実態に応